

シンポジウム 消費者的事業者の脆弱性と 法的支援の方策

現行法制上採用されている消費者－事業者二分法制を前提とすると、提携リース、不動産サブリース、フランチャイズ等で被害を受けている、いわゆる消費者的事業者には消費者契約法や特定商取引法の適用がありません。しかし、その取引上の弱い立場に着目すると、上記の適用範囲の限定が合理的なものであるのか疑問が生じます。そこで、この問題について皆様と一緒に考えるべくシンポジウムを開催します。奮ってご参加ください。

日時 2024年1月31日（水）17時～19時

会場 Zoomウェビナーを利用したオンライン開催

参加対象 どなたでもご参加いただけます（参加費無料・事前申込不要）

参加方法 当日、日弁連ウェブサイトの本イベント案内ページに参加用URL・ウェビナー情報を掲載します。

定員 500名（先着順）

プログラム（予定）

●基調報告

- ・ 弁護団での取組経験のある弁護士からの被害実態報告
- ・ いわゆる消費者的事業者に対する法的支援策に関する論点の紹介
- ・ 有識者からの講義、批評、改善点の指摘
大澤 彩 氏（法政大学法学部教授）

●パネルディスカッション

磯辺 浩一氏（消費者スマイル基金事務局長）

大澤 彩 氏

高良 祐之 弁護士（沖縄県弁護士会）

コーディネーター・牧野 一樹 弁護士（日弁連消費者問題対策委員会幹事）

問合せ先 日本弁護士連合会人権第二課 TEL 03-3580-9982